

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

### 第1問

次の各小問の文章は、最高裁判所の判決ないし決定の一部である。各小問の（ ）に入る言葉を答えなさい。なお、同一の小問のなかに（ ）が複数ある場合には、同じ言葉が入るものとする。  
(各4点×10問)

(1)「甲が時効取得した不動産について、その取得時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、乙は（ ）に当たるといふべきである。」〔漢字6字〕

(2)「（ ）の責任の要件と表見代理の要件がともに存在する場合においても、表見代理の主張をすると否とは相手方の自由であると解すべきであるから、相手方は、表見代理の主張をしないで、直ちに（ ）に対し同法〔民法〕117条の責任を問うことができるものと解するのが相当である。」〔漢字5字〕

(3)「金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権者は、特段の事情のないかぎり、その（ ）と一致すると解すべきである。」〔漢字3字〕

(4)「法律が債務の不履行による契約の解除を認める趣意は、契約の要素をなす債務の履行がないために、該契約をなした目的を達することができない場合を救済するためであり、当事者が契約をなした主たる目的の達成に必須的でない（ ）的義務の履行を怠つたに過ぎないような場合には、特段の事情の存しない限り、相手方は当該契約を解除することができないものと解するのが相当である。」〔漢字2字〕

(5)「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による（ ）にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものといふべきである。」〔漢字4字〕

(6)「既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが（ ）にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけでなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要するといふべきである。」〔漢字4字〕

(7) (離婚に伴う慰謝料を支払う旨の合意に関して)「当該配偶者が負担すべき損害賠償債務の額を超えた金額の慰謝料を支払う旨の合意がされたときは、その合意のうち右損害賠償債務の額を超えた部分については、慰謝料支払の名を借りた金銭の贈与契約ないし対価を欠いた新たな債務負担行為というべきであるから、( ) 権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。」〔漢字 6 字〕

(8) 「( ) の夫婦について、離別による( ) 解消の場合に民法の財産分与の規定を類推適用することは、準婚的法律関係の保護に適するものとしてその合理性を承認し得るとしても、死亡による( ) 解消のときに、相続の開始した遺産につき財産分与の法理による遺産清算の道を開くことは、相続による財産承継の構造の中に異質の契機を持ち込むもので、法の予定しないところである。」〔漢字 2 字〕

(9) 「親権者が子を代理してする法律行為は、親権者と子との( ) 行為に当たらない限り、それをするか否かは子のために親権を行使する親権者が子をめぐり諸般の事情を考慮してする広範な裁量にゆだねられているものとみるべきである。そして、親権者が子を代理して子の所有する不動産を第三者の債務の担保に供する行為は、( ) 行為に当たらないものであるから、それが子の利益を無視して自己又は第三者の利益を図ることのみを目的としてされるなど、親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が存しない限り、親権者による代理権の濫用に当たると解することはできないものというべきである。」〔漢字 4 字〕

(10) 「この事件で問われているのは、このようにして定められた相続制度全体のうち、本件規定により( ) 子と( ) でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が、合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということであり、立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、憲法 14 条 1 項に違反するものと解するのが相当である。」〔漢字 2 字〕

## 第 2 問

次の各小問に答えなさい (それぞれ解答用紙の 10 行以内で記入すること)。

(1) 民法 761 条は、夫婦は相互に日常家事に関する法律行為について代理権を有することを定めていると解されるが、この日常家事代理権を基本代理権として民法 110 条の表見代理を認めることができるかについて、説明しなさい。(配点 20 点)

(2) X (自動車メーカー会社) と Y (自動車販売会社) との間で、約 15 年前に代理店契約が締結された。その契約には、契約期間を 1 年とし、期間満了の 2 ヶ月前までにどちらかの当事者が他方に対して更新拒絶の通知をしない限り、自動的に契約が 1 年間更新される旨の約定があり、この約定に基づいて、契約は 15 年間継続されてきた。X が更新拒絶によってこの代理店契約を終了しようとする場合に生じる問題について、説明しなさい。(配点 20 点)

### 第3問

Aは、自己所有の乗用車を運転して比較的広い道路を走行中に、進路左側の歩道から反対側に向けて進路前方（横断歩道ではない）を横断しようとして道路に飛び出してきた女兒B（当時3歳）をはねた。Bはこの事故による負傷によってまもなく死亡した。事故当時、Bは父Cと一緒に買い物に行く途中であったが、道路の向こう側にBの友人がいるのを見つけて走り出し、この事故にあったものである。Cは考えごとをしていて、Bが走り出したのに気づくのが遅れ、これを制止することができなかった。

Bの母であるD及びCの両名からAに対する損害賠償請求に関し、C・Dから次のような相談を受けた弁護士になったつもりで、各小問を検討しなさい。なお、保険及び自動車損害賠償保障法をめぐる問題については考えなくてよい。

（1）「私たち（C・D）は、Aに対して、どのような理由付けによって、どのような内容（項目）の損害賠償を請求できるのでしょうか。」（配点20点）

（2）「Bが道路に飛び出したことは、損害賠償請求について、何か不利な影響をもたらすでしょうか。」（配点20点）

以 上